保護者 様

多古町教育委員会教育長 (公印省略)

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に 係る対応の基本的な取扱いについて(通知)

このことについて、令和5年4月28日付け教保体第216号で、千葉県教育委員会教育長から通知がありました。

つきましては、町内小中学校での主な対応は下記のとおりとしますので、御理解と 御協力をお願いします。

記

## 1 感染症対策の考え方

- 健康状態の把握や換気、手洗い・うがい、咳エチケットの指導等の感染症対策を指導します。
- マスクの着用を求めないことが基本となります。
- 給食、昼食については、感染症対策としての黙食は行いません。
- 感染が流行している場合には、発声を控えたり身体距離を確保したりするなどの措置を一時的に講じます。

## 2 感染症対策

- 登校前に各家庭で健康観察をしてください。発熱等かぜ症状がある場合は、 登校を控えてください。
- 検温結果を記録して提出する取り組みは行いません。
- 登校した児童に発熱等かぜ症状が見られる場合は、学校から連絡するので、 早めの迎えをお願いします。できるだけ医療機関で受診し、その結果を学校に お知らせください。検査の実施は任意です。

- 学校は、常時換気に努めます。
- 手洗い等手指衛生や咳エチケットを指導します。
- マスクの着用は求めないことを基本とします。着脱を強いることがないよう にすると共に、差別や偏見がないよう指導します。
- 日常的な消毒作業は行いません。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」や「手洗い、うがい、水分補給」等、抵抗力を 高める指導をします。

## 3 出欠席の取扱い

- 児童生徒の感染が判明した場合は、出席停止とします。
- 児童生徒に発熱等かぜ症状がある場合は、欠席とします。その後の受診や検 査等で感染が判明した場合には、出席停止とします。

また、児童生徒に発熱等かぜ症状があり、かつ、同居家族の感染が判明している場合は、出席停止とします。

- ※ 出席停止となった場合は、保護者が記入する登校許可証の提出をお願いしますが、医療機関等が発行する証明書等は不要です。
- 同居家族の感染や発熱等かぜ症状のみを理由として出席停止にはしません。
- 御家庭で「感染が不安で休ませたい」等の意向があれば、学校に御相談ください。児童生徒の学びを保障する手立てについても考えていく必要があります。

## 4 その他

- 学校生活に心配や不安等を抱く場合の電話相談窓口(電話:043-223-3780) が開設されています。 <u>開設期間は、令和5年4月6日から令和5年7月31日</u> <u>まで</u>です。対応時間は、土日祝日を除く午前9時30分から午後4時30分ま でです。
- 町内小中学校では、県や国の通知に準じて対応や対策をしていきます。
- 御不明な点等ありましたら、各学校、または以下の担当までお問い合わせく ださい。

以上

<担当>

多古町教育委員会 学校教育課 指導主事 伊藤 健

TEL 0 4 7 9 - 7 6 - 5 4 1 1

FAX 0 4 7 9 - 7 6 - 7 8 1 3